

【別紙様式】

富士川町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付金対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	峡南医療センター企業団負担金事業に対する負担金の交付		
総事業費 (千円)	354,577千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	263,854千円
事業概要	<p>①目的 第2種感染症指定医療機関として指定されている「富士川病院」の運営に対する負担金。新型コロナウイルス感染症の入院患者に対し特別な対応を要すること、重点医療機関及び協力医療機関として、引き続き新型コロナウイルス感染症患者の受入並びに発熱外来さらには住民ワクチン接種体制等を確保するため、経営基盤を強化する必要がある。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 負担金 1事業者：354,577千円 ・特別交付税算入額 73,223千円 ・過疎債充当額 17,500千円 ・その他 263,854千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 富士川病院を運営する者（峡南医療センター企業団）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 第2種感染症指定医療機関として指定されている「富士川病院」の運営は、地域医療の確保のために不可欠であり、体制が整わないことは、町民生活に悪影響を及ぼすため、本事業唯一の実施主体である峡南医療センター企業団を対象者として、負担金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、医療の継続が図れることにより、富士川町民の地域医療が維持され、その生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>峡南医療センター企業団負担金事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、第2種感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症の入院患者に対し特別な対応を要すること、重点医療機関として引き続き新型コロナウイルス感染症患者の受入並びに発熱外来さらには住民ワクチン接種体制等を確保するため、経営基盤を強化する必要がある。このことから、峡南医療センター企業団に交付金を交付し、経営基盤を強化し、かつ地域医療の継続に資する事業を進めることで地方創生に寄与するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		